

協会けんぽ ニュース

全国健康保険協会 愛媛支部
からのお知らせです

令和
2年

9
月号



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp> ☎089-947-2100(代表)

～職場内で掲示や回覧によりご周知ください～

令和2年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

皆さまの健康保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

高齢者の医療費は、税金、本人負担、協会けんぽなど各保険者からの拠出金等により賅われています。本来、被扶養者とならない方が、扶養解除の届出をされずに被扶養者のままになっている場合、その方の分についても協会けんぽの拠出金等の額に反映し、協会けんぽが負担する額が過大に算出され、皆さまの健康保険料の負担も増えることになります。

ここが
ポイント

令和元年度の実績(全国) ●扶養解除者数:約6.6万人 ●負担軽減額(効果額):約15億円

確認の 対象となる方

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主様へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和2年10月上旬から下旬にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和2年11月30日(月)

添付書類に ついて

厚生労働省より再確認業務の厳格な方法による再確認を求められていることから、今年度は、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は添付を省略)
- 海外に在住している被扶養者
→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類
※確認できる書類の詳細については、送付する書類をご確認ください。

扶養から外れる
被扶養者の方がある場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。



被扶養者資格の再確認に関するお問い合わせは

業務グループ ☎089-947-2109